

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月13日
【会社名】	株式会社プロスペクト
【英訳名】	Prospect Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　カーティス・フリーズ
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年6月28日に提出いたしました第117期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、PJFは、平成29年7月27日付けで連結子会社となったものであり、株式の取得が会社の第2四半期連結会計期間に行われ、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでしたが、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

PJFは平成29年7月27日付けで連結子会社となったものであり、株式の取得が会社の第2四半期連結会計期間に行われ、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでしたが、下記に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、平成30年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、海外案件に係る現地での納税を契機に、過年度に計上した税金費用の金額について平成29年3月期まで遡り誤りがあったことが判明したため、平成30年11月20日、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される特別調査委員会を設置、さらに同年11月28日に調査対象として、平成30年3月期の第2四半期にThe Prospect Japan Fund Limited（以下、「PJF」という。）を完全子会社とした際の会計処理も追加のうえ、専門的かつ客観的な調査を進めました。

平成30年12月13日に特別調査委員会による調査報告書を受領し、当社は平成29年3月期以降の法人税及びそれに関連する繰延税金資産、並びにPJFに関しても財務諸表利用者の投資判断の観点からより適切な連結会計処理に見直しを行った結果、平成29年3月期及び平成30年3月期の有価証券報告書、並びに平成30年3月期の第1四半期から平成31年3月期の第1四半期までの四半期報告書について決算訂正を行い、平成30年12月13日に訂正報告書を提出いたしました。

これは当社経理部においてグローバル案件に係る税務会計スキルを十分に有する人材が乏しかったことが背景にあります。具体的には、海外案件に関する各種論点の検討にあたって、関係者間、特に当社経理部と海外関係者との間でコミュニケーションが必ずしも十分ではなく、当社が新たに取り組みを開始した海外不動産事業に関する外国法人税の検討、海外事業の買収に関する会計処理について多面的な観点からの検討が不足しておりました。また、これらの点に関し、リスクに応じた外部専門家の活用が適切に行えておりませんでした。ただし、前述の会計処理の訂正に至ったことは、当社の連結決算体制が必ずしも十分とは言えないからであり、決算・財務報告プロセスに関連する内部統制上において、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記につきましては、当該誤謬の判明が当事業年度の末日以降であったため、当事業年度の末日までには是正することができませんでした。

当社は、特別調査委員会の報告書や本件誤謬に関連する事実関係及び反省等を踏まえて、以下の再発防止策を実行してまいります。

- （1） 税務会計面等に関する研修制度
- （2） 税務会計面に精通した人材の獲得を含めた陣容の拡大と充実
- （3） グローバル案件対応を可能とする適切な人材の配置
- （4） リスクに応じた専門家の適切な活用

以上